

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年1月25日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	小澤 輝 彦
同	三井 経 光
同	池田 清

## 措置の通知書

平成 28 年度 定期監査（中期・後期）(28 監査第 241 号) 分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>5 意見</p> <p>(5) 登録外事業者との契約について</p> <p>有資格者名簿に登録されていない事業者との契約については、契約の手引きに基づき契約課への合議が必要とされている。</p> <p>担当課のみならず、契約課においても合議の意義を十分に踏まえ、契約規則等に基づき、登録外事業者との契約が可能かどうか十分チェックするなど、適正な事務に努められたい。</p> <p>また、該当事案が複数確認されたことから、庁内への指導を徹底されたい。</p>	<p>年度初めに行われる「予算執行方針等説明会」における契約事務の説明において、契約規則第 28 条の特別な場合の適用に該当する場合の合議及び有資格者名簿に登録がない事業者について止むを得ず追加登録が必要な場合の手続きについて趣旨を説明するとともに、合議の決裁時においても、複数で内容を確認するよう、改善を図った。</p> <p>さらに、競争入札資格（物品・製造等）の更新・新規申請の受付にあたっての、平成 29 年 11 月 30 日付所属長あて通知において、本年度、契約規則第 28 条に定める特別な場合を適用して契約した案件があり、来年度以降も契約することが見込まれる場合には、新規申請を事業者に促すよう、庁内に周知した。</p> <p style="text-align: right;">（契約課）</p>